

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
妙高市	大鹿地区・豊葦地区(住吉、土路、樽本)	令和3年2月26日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	104.3ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	63.9ha
③アンケート調査に回答した地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	23.0ha
i うち後継者が農業に従事する(従事予定)農業者の耕作面積の合計	1.1ha
ii うち後継者が農業に従事しない(未定、分からない含む)農業者の耕作面積の合計	21.8ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.1ha
⑤地区内において今後農地の貸付け等の意向のある耕作面積の合計	14.0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・今後14.0haの農地が貸し出される予定であり、うち7.9ha分は引き受けられる農業者がいない。
- ・他地区と比べ、農業者の高齢化が進んでおり、後継者がいない。
- ・圃場の区画が狭く大型機械が入らないなど条件が悪く、借り手がいない。
- ・中山間地域等直接支払交付金を活用しての基盤整備地を中心として耕作や保全管理を行い農地を守っていく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・大鹿地区の農地利用は、現状の個別農家が担うとともに、基盤整備地においては、法人化又は組織化を進めることにより対応していく。
・豊葦地区の農地利用は、現状の個別農家が担っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 ・貸付け等の意向が確認された農地は、14.0haとなっている。 ・大鹿地区において、圃場の区画が狭く大規模な担い手が耕作することが困難なため、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地を中心とし集約化や法人化等による組織での営農について協議する。
基盤整備への取組方針 ・なし
新規・特産化作物の導入方針 ・なし
鳥獣被害防止対策の取組方針 ・電気柵の設置や捕獲体制の強化、地区が主体となった緩衝帯の整備等に取り組む。
その他 ・スマート農業を導入することにより、作業の省力化を進め、営農の継続を図る。 ・多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、農道・水路の維持管理に取り組む。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。